

1. 件名：高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和3年2月17日 17時00分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 武山安全規制管理官（実用炉監視担当）、高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、糸川原子力運転検査官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社

高浜発電所 副所長 他5名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対し、昨年11月20日に発生した高浜発電所4号機における蒸気発生器（以下「SG」という。）伝熱管の損傷について、同号機で現在実施している第23回定期検査における当該事案を踏まえた対応を確認したところ、関西電力から以下のとおり説明があった。

- 4号機については、今定期検査において、先日実施した3号機SGへの実機洗浄と同様の方法により薬品洗浄を実施する予定である。4号機における薬品洗浄後のスケールの回収並びに稠密層厚さの確認及び摩耗試験による薬品洗浄の効果の確認は実施しない。
- 3号機SGへの実機洗浄により薬品洗浄の効果は確認されており、また、3号機SGと4号機SGで発生するスケールの性状や2次系からSGへの鉄の持込量に大きな違いが無いことから、前述の効果の確認の実施は必要無いと考えている。
- 仮に薬品洗浄後にスケールの回収等を行う場合は、SGの水抜きの実施等により工程に影響が出るほか、回収による被ばく量の増加が考えられる。
- 薬品洗浄後のスケールの回収等は、その次の定期検査に実施する。回収にあたっては、3号機SGと同様に、見えている大きなものを回収する。

(2) 原子力規制庁より、高浜発電所3号機SGへの薬品洗浄実施前のスケールの性状のデータ（摩耗体積比及び稠密層厚さ）を示すよう伝え、関西電力から了解した旨回答があった。

6. 面談後提出資料（2月17日面談後受理）

資料1：高浜4号機の薬品洗浄後の対応について